

社会福祉法人 うねび会 定款

第1章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第1種社会福祉事業

特別養護老人ホームの経営

(2) 第2種社会福祉事業

認知症対応型共同生活介護施設の経営

老人短期入所事業の経営

老人居宅介護等事業の経営

老人デイサービス事業の経営

小規模保育事業

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人うねび会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を奈良県橿原市北越智町322番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員9名以上を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局員1名、外部委員2名の合計5名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、評議員選任・解任委員会の運営に関する規定において定める理事は評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第四十条第四項及び第五項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊関係がある者（租税特別措置法施行令第二十五条の十七第六項第一号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 任期の満了又は辞任により評議員の員数が第5条に定める定数を下回ることとなった場合には、その原因となった評議員（最後に退任した評議員）は、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。当該原因となった評議員が複数名存在する場合においても同様とする。

（評議員の報酬等）

第9条 評議員に対して、各年度の総額が2百万円を超えない範囲で評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 評議員が評議員会に出席したときは、前項に規定する報酬等の支給の基準に従い、費用を支給することができる。

第3章 評議員会

（構成）

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

2 評議員会の都度、出席した評議員の中から議長を選出する。

（権限）

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- （1）理事及び監事の選任又は解任
- （2）理事及び監事の報酬等の額
- （3）理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- （4）計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- （5）定款の変更
- （6）残余財産の処分
- （7）基本財産の処分
- （8）社会福祉充実計画の承認
- （9）臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- （10）公益事業に関する重要な事項
- （11）解散

(12) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎年度5～6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事が招集する。

2 評議員は、理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 理事長が、理事会の決議に基づき評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び評議委員会に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上8名以内
- (2) 監事 2名以上
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうちから、2名を限度に業務執行理事を定めることができる。
- 4 理事長以外の理事のうちから、1名を限度に常務理事を定めることができる。
- 5 前項の常務理事をもって、業務執行理事とする。

(役員の選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

第18条 社会福祉法第四十四条第六項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

- 2 社会福祉法第四十四条第七項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊関係がある者を含む。）及び評議員

（その親族その他特殊関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事、業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 4 常務理事は、理事長を補佐して、ここの法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとする。

- 3 理事又は監事は、第16条に規定する最低員数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。その原因となった理事又は監事が複数名存在する場合においても同様とする。

(役員解任)

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第23条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内及び報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事に対して、第9条に規定する報酬等の支給の基準に従い、費用を支給することができる。

(職員)

第24条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

(顧問)

第25条 この法人に、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、事業の運営上重要な事項について理事長の諮問に応ずる。
- 4 顧問の報酬は第9条に規定する評議員会において定める報酬等の支給の基準に従って支給する。

第5章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事、常務理事の選定及び解職
- (4) 定款の軽微な変更（次回の評議員会において変更点を報告する。）

(招集)

第28条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事長が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第31条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、公益事業用財産及びその他財産の三種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 奈良県橿原市北越智町322番地1 (所在の敷地 2,795.69 m²)、

(2) 奈良県橿原市北越智町322番地1 (所在の鉄筋コンクリート造合金
メッキ鋼板ぶき4階建)

ぽれぽれケアセンター白樫園舎一棟

1階 742.47 m²

2階 664.68 m²

3階 664.68 m²

4階 664.68 m²

(3) 奈良県橿原市小綱町11-7 (所在の木造2階建)

ぽれぽれ八木西スクエア園舎一棟

1階 355.59 m²

2階 250.08 m²

(4) 奈良県奈良市青山4丁目3番3号 (所在の敷地 2,800.02 m²)

(5) 奈良県奈良市青山4丁目3番3号 (所在の木造2階建)

ぽれぽれケアセンター青山園舎

老人ホーム棟

1階 715.43 m²

2階 715.43 m²

デイサービス棟

1階 370.50 m²

2階 23.10 m²

3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第39条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第32条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、奈良県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、奈良県知事の承認は必要としない。

1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資 (独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産

を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）
に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

- 第 3 3 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
 - 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）

- 第 3 4 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

- 第 3 5 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第36条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第37条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第38条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種 別)

第39条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 養成講座事業
- (3) 有料老人ホーム事業
- (4) 家事支援事業
- (5) 介護予防・日常生活支援総合事業
- (6) 地域包括支援センター事業
- (7) 介護予防支援事業
- (8) 訪問看護事業

- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第40条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第8章 解散

(解散)

第41条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第43条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、奈良県知事の認可（社会福祉法第45条36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を奈良県知事に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、社会福祉法人うねび会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第45条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	酒井 澄子
理事	酒井 宏和
理事	西浦 弘
理事	前田 芙美子
理事	桂 良太郎
理事	谷口 祐信
監事	吉村 公德
監事	榊原 弘魏

この定款は、平成２２年１月１３日より施行する。

平成２６年２月６日	第１回 改訂
平成２７年１１月２５日	第２回 改訂
平成２９年２月１５日	第３回 改訂
令和元年６月２５日	第４回 改訂
令和４年６月１日	第５回 改訂
令和５年３月２９日	第６回 改訂
令和５年１２月２０日	第７回 改訂
令和７年３月３日	第８回 改訂